

普通養子と特別養子縁組について

普通養子縁組とは

養子の実親との親子関係を存続したまま、養親（里親）との親子関係をつくる縁組のことをいいます。（民法809条）

特別養子縁組とは

養子が戸籍上も実親との親子関係を持たず、養親（里親）が養子を実子と同じ扱いにする縁組のことをいいます。（民法817条の2）

里親支援専門相談員※を 配置している児童養護施設等

児童養護施設等	住所	電話	関係する児童家庭支援センター
子供の家	〒661-0974 尼崎市若王子3-16-3	(06) 6491-8953	キャンディ (06)6491-1811
御殿山 ひかりの家	〒665-0841 宝塚市御殿山2-1-67	(0797) 85-4452	子そだてサポートひかり (0797)81-2775
立正学園	〒675-1202 加古川市八幡町野村 617-4	(079) 438-0132	虹の丘 (079)438-2725
広畑学園	〒671-1102 姫路市広畑区蒲田370-1	(079) 236-1630	すみれ (079)230-4445 すずらん (0791)58-1144
若草寮	〒669-5112 朝来市山東町大内547-1	(079) 676-2123	リボン (079)676-5035
カーサ夕彩	〒673-0046 明石市藤が丘2-36-1	(078) 939-2696	—
聖智学園	〒656-2131 淡路市志筑1542-1	(0799) 62-4491	—
明石乳児院	〒674-0051 明石市大久保大津2752-1	(078) 936-1419	—
ピューパ ホール	〒670-0873 姫路市八代東光寺町13-11	(079) 282-2692	—

※里親支援専門相談員は、里親支援等を行う専門のソーシャルワーカー（社会福祉士等）です。

兵庫県内のこども家庭センター(児童相談所)所在地

名称	所在地	電話	管轄区域
中央こども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966	明石市・加古川市・西脇市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市・多可町・稲美町・播磨町
洲本分室	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26-2075	洲本市・南あわじ市・淡路市
西宮こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798) 71-4670	尼崎市・西宮市・芦屋市
川西こども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目22-8	(072) 756-6633	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
丹波分室	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 73-3866	篠山市・丹波市
姫路こども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079) 297-1261	姫路市・相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町
豊岡こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22-4314	豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町

【神戸市管轄】

神戸市こども家庭センター	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-1	(078) 382-2525	神戸市
--------------	-------------------------------	-------------------	-----

里親支援機関

名称	所在地	電話
公益社団法人 家庭養護促進協会 神戸事務所	〒650-0016 神戸市中央区橋通 3-4-1	(078) 341-5046
兵庫県里親会連合会	〒673-0021 明石市北王子町13-5 (中央こども家庭センター内)	(078) 923-9966

里親・特別養子縁組 制度のご案内

～悩まずにご相談ください～

里親・特別養子縁組は、
子どもの福祉を最優先に
社会全体で取り組む課題です。
子どもが実親（産みの親）のもとで
育つことが難しいときは、
里親や特別養子縁組により
家庭的な環境を提供することができます。



兵庫県里親会連合会・兵庫県

里親委託とは

家庭的環境で 子どもの健やかな育ちを実現

一時的に家庭での養育が困難になった子どもや家族を失った子どもを、自分の家庭に引き取って、深い愛情と理解をもって育ててくださる方を「里親」といいます。

この里親制度は児童福祉法に定められています。

(注) 民法上の養子縁組制度とは異なります。ただし、里親委託を経て養子縁組につながる例があります。

里親制度の概要

1 目的

温かい愛情と正しい理解をもった里親家庭を提供することにより、児童の健全な育成を図る

2 委託の要件

実親の同意に基づき、一時的に養育できなくなった子どもを自宅に預かり養育する

3 措置権者

こども家庭センター（児童相談所）

4 養育関係

18歳で措置解除（必要に応じて20歳まで延長）

5 根拠法

児童福祉法

里親になるための要件

県知事（神戸市内は市長）が里親の認定・登録を行います

- ① 児童の養育についての理解、熱意、児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと
- ③ 県が行う養育里親研修を修了していること
- ④ 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること

特別養子縁組とは

心理的に安定した絆を永続的に保障

保護者がいない場合や、保護者が養育できない場合に、法律的な親子関係を結ぶことで、子どもに安心感を与え、恒久的な関係を保障する制度です。

乳幼児期における特定の大人との愛着形成は、子どもの発達にとって、安定的な情緒を築くことにつながり、大切なことです。

特別養子縁組の概要

1 養子の条件

原則として6歳未満

2 養親について

25歳以上の夫婦（一方が25歳以上であれば、他方は20歳以上で可能）

3 実親との関係

実親との法律関係終了

4 戸籍の記載

続柄は父母・長男（長女）

5 離縁

養親からの離縁は禁止

6 縁組の成立

家庭裁判所の審判

7 根拠法

民法



新たな養育者との出会いは

こども家庭センターは、里親の家庭状況や希望条件などを考慮して、子どもと里親をひきあわせます。一緒に暮らすことがよいと判断されたときは、正式に子どもを育てることを里親にお願いします（「里親委託」といいます）。

特別養子縁組に至るまでの流れ

